ケアハウス虹ヶ丘 重要事項説明書

あなたがケアハウスの利用開始にあたり、ケアハウス虹ヶ丘運営規程第 30 条に基づき次のとおり説明します。

1 設置･経営主体

法人名	社会福祉法人与謝郡福祉会
法人所在地	京都府与謝郡与謝野町字加悦８０２番地７
代表者名	理事長　四 宮 功 雄
電話番号	０７７２－４４－００１５

2 利用施設

施設の名称	ケアハウス虹ヶ丘
施設の所在地	京都府与謝郡与謝野町字岩屋６００－３
施設長名	深 田 晃 章
電話番号	０７７２－４３－２２７５
FAX 番号	０７７２－４４－２０６０

3 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		利用定員
施設	特別養護老人ホーム	５０人
在宅	短期入所生活介護	２０人
	通所介護	３０人
	小規模多機能	２５人
	訪問介護	
居宅介護支援事業		

4 施設概要

建物	構　造	壁式ＲＣ造一部鉄骨造		
	延べ床面積	４，３３３．２６㎡（ケアハウス専用７４２．５１㎡）		
	定　員	１５名		
居室	居室の種類	室　数	居室面積	１人あたり面積
	１人部屋（和室）	１５部屋	２５．０㎡	４９.０㎡以上

5 職員数と勤務体制

職　種	人　数	勤　務　体　制
施設長（兼務）	１名	８：３０～１７：３０
生活相談員	１名	早 出　８：００～１７：００
介護職員	２名	日 勤　９：４５～１８：４５

6 サービスの提供年月日

・サービスの提供は、入居の契約日から契約終了日までとします。
　この度の契約日は　　年　　月　　日 です。
・　契約日は、予め施設との間で定められた日、実際に入居された日、または居室の鍵をお渡しした日のうち、いずれか最初に訪れる日とします。
・契約終了日は、予め施設との間で定められた日、入居者、施設いずれからか契約の解除を申し出、予告期間が満了となった日、または居室内の私物を全て搬出し原状回復を完了して居室の鍵を返却された日のうち最も遅い日とします。

7 入居にあたっての留意事項

種　　類	内　　容
相談･援助	・当施設は、入居者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
食事	・栄養士の立てる献立により、栄養バランスに配慮した食事を提供します。 ・食事時間は朝食 8 時、昼食 12 時、夕食１８時です。食事は、原則として食堂で摂っていただきますが、状況（体調不良等）により居室で摂ることができます。 ・食事代は日常生活費として請求させていただきます。 ・食中毒は季節に関係なく発生しますので、食事の持ち帰りは原則おやめください。 ・食堂への食べ物の持ち込みは、ご自身で食べられる量のみとしてください。 ・食事が不要の場合は前日までに職員に申し出てください。欠食される毎に所定の利用料返還の対象となります。 ※欠食の場合の返金額　朝食・180 円、昼食・350 円、夕食・300 円
外出･外泊	・外出、外泊する場合は、行先･連絡先･帰宅予定日･時間を職員に伝えてください。又、帰宅予定日等に変更があった場合には施設へ連絡してください。
来訪･面会	・いつでも自由にすることができます。ただし、午後 6 時前後から午前 6 時頃までは施錠しますので出入りにはご注意ください。 ・面会者の方で宿泊される方は必ず職員にお伝えください。 ※感染症予防対策のため、面会禁止の措置をとらせていただく場合があります。ご了解ください。
健康管理	・体調が悪いときは早めに病院への受診をお願いします。 ・緊急時や身体に異変を感じたときは、ナースコールでお知らせください。 ・週１回のバイタルテェックを行い、入居者の健康保持、疾病予防のため、定期的に健康診断を行います。
居室･設備等の利用	・居室や設備等は、その本来の用途に従って日常的な維持管理は入居者及び家族、外部サービスを利用し丁寧に使用してください。 ・居室や設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状回復していただきます。 ・居室を離れる場合は、必ず施錠してください。 廊下、階段などの共用部、避難経路に物を置かないでください
掃除･洗濯	・居室の掃除や日常的な維持管理は、入居者及び家族又訪問介護等の外部サービス利用し行ってください。 ・洗濯は、洗濯室に有料の洗濯機と乾燥機を用意しておりますのでご利用ください。なお、洗剤は各自ご用意願います。洗濯機は１回２００円、乾燥機は３０分１００で使用できます。
ゴミ	・与謝野町指定の分別方法に合わせゴミ箱を各食堂、洗濯室に設置していますので分別して処分してください。分別方法がわからない時は職員に聞いてください。
政治･宗教･営業活動	・職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような政治活動、宗教活動、営業活動は固くお断りします。
防災	・居室での火気は使用禁止です。 ・ろうそく、線香を使用する場合には、必ず電気の物を使用してください。 ・施設内は、全館禁煙です。カーペット等の敷物、又はのれんを設置する場合は必ず防炎マークのついた物の使用をお願いします（カーペットは 2 平米以内、のれんは丈が１ｍ以内なら対象外です）
迷惑行為等	・テレビ、ラジオ等の音響機器の使用については、特に夜間など、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として使用してください。 ・むやみに他の入居者の居室に立ち入らないようにしてください。

理髪･美容	・毎月１回、出張理髪美容サービスを利用いただけます。
特別な食事	・入居者の希望により、特別な食事（出前、飲酒）をされても構いませんが、他の入居者の迷惑になることはお控え下さい。
送迎	・別紙のとおり（基本は外出支援サービス等をご利用ください）
懇談会	・月に一回行っています。極力参加をお願いします。
買い物	・週に一回（原則として水曜日)、乗り合いで、近隣のショッピングセンターへの買い物送迎を行っています。ただし現地での付添いは致しかねますのでご了承ください。
鍵	・入居時に、居室と一階通路の鍵、計二個をお渡ししますので、無くさないように管理し、退去時に返却してください。万が一、合鍵を作られた場合は退去時にお渡しくださるようお願い致します。
受診	・伊藤内科医院(与謝野町算所)　月に一回、往診をお願いできます。 ・日置医院(与謝野町加悦)　　月に一回ケアハウスから無料送迎しています。院内の付き添いは致しかねますのでご了承ください ・上記医院以外への受診は個人対応でお願いいたします。
職員への連絡	・緊急以外で職員への連絡が必要な場合は、各食堂に電話がありますのでご使用下さい。受話器を取り、３１８１か２１２３でケアハウス職員に繋がります。
電話の設置	・ＮＴＴとの直接契約で居室内に電話を設置することができます。

8 居室設備等の整備状況

流し台　電気調理器　洗面台　クローゼット　押入れ　建具（カーテン、障子）　ウォシュレット付暖房式便座　非常放送設備　スプリンクラー　熱感知器　冷暖房　換気扇　蛍光灯　テレビアンテナ　電話引き込み　ナースコール

9 共同浴室の使用

各居室に設置された浴室でも入浴できますが、次の時間帯であれば１階の共同浴室を使用していただくことも可能です。

火、水、金、土、日曜日　・・・　16:30～17:15　女 性　／　17:15～18:00　男 性

１０ 利用料

（１）ケアハウス利用料

・以下のケアハウス虹ヶ丘の利用料金表に基づき、毎月の利用料を前年の収入の階層に応じて請求いたします。入居時及び翌年以降、年１回収入等に関する資料（前年の収入を証明する書類）を必ず提出してください。

	対象収入による階層区分	利用料徴収月額
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円　～　1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円　～　1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円　～　1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円　～　1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円　～　2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円　～　2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円　～　2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円　～　2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円　～　2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円　～　2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円　～　2,600,000 円	57,000 円
13	2,600,001 円　～　2,700,000 円	64,000 円
14	2,700,001 円　～　2,800,000 円	71,000 円
15	2,800,001 円　～　2,900,000 円	78,000 円

16	2,900,001 円　～　3,000,000 円	85,000 円
17	3,000,000 円以上	89,300 円

・次の合計額が、１ヶ月の入居費用となります。
「利用料（収入によって決めた額)」＋「日常生活費（月額 42,490 円)」＋「居住費（月額 25,000 円)」
※１１月～３月までは冬季加算 1,880 円を加算します。
・契約日、契約解除日が月の途中である場合は、サービスの提供に要する費用は別紙の通りです。

（２）居室光熱費
・電気、ガス、水道料金は、各居室のメーターに基づき別途請求いたします。

（３）その他の有料サービス
次のサービスは、入居者からの希望に即応じるものではなく、介護保険サービスや市町村サービス等が受けられず、かつご家族の協力を得ることにできない場合のみ限定してケアハウスのスタッフによってサービスを行うことを想定しています。

サービス名	利用料金	備考
受診付添いサービス	2,000 円/回	定期受診、受診に付き添った場合にいただきます（入院時、退院時を含みます） ※虹ヶ丘車両を使用した場合は、別途 20 円/Km をいただきます
入院中の対応サービス	1,000 円/回	入院中の病室に日用品や衣類等の補充・入替をした場合にいただきます
配薬・見守りサービス	3,000 円/月	食後の内服薬を準備し、手渡しした場合にいただきます ※普段服薬がない方が期間限定で配薬サービスを受ける場合は 100 円/日 ※軟膏塗布・点眼・湿布等の貼付も同様とします

（４）お支払い方法
・お支払方法は、口座振替を原則とさせていただきます（手数料無料)。所定の口座振替依頼書に記入の上、金融機関窓口にて手続きをしてください。口座振替をご希望されない方につきましては、銀行振込により指定の口座にお支払いください。毎月１０日頃に前月分の請求書をお渡ししますので、受領後１０日以内にお願いいたします。

１１ 緊急時の対応

（１）健康状態の確認
当施設では、週に１回程度バイタル測定を行っていますが、任意の施行としているため、平常時、または体調不良時の健康面の確認は自己申告によるものを原則としています。

（２）緊急受診について
体調不良による受診は、ご家族や知人、及び社会福祉協議会が行う外出支援サービス、または公共交通機関でお願いします。ただし前述の送迎手段の確保が、やむを得ない理由により困難と認められる場合は、スタッフが送迎を行います。

（３）救急車の要請について
（２）で挙げた方法による受診では、生命や身体が危険にさらされる可能性が高いと判断される場合は、保証人（通常はご家族）に連絡をした上で救急車を要請します。ただし保証人への連絡が事後になる場合もありますのでご了承ください。
その際、スタッフが搬送先病院まで同行し、救急外来で状況を説明した後、保証人または保証人が付添いを依頼された方が到着され次第、状況を引き継いで帰設します。

１２ 非常災害時の対策

（１）平常時の訓練等

別途定める「虹ヶ丘 消防計画」に沿って年２回（夜間想定･昼間想定）の避難訓練を、入居者も参加して実施します。

（２）防災設備

当施設には、火災、地震、風水害等の非常災害に備えて、消火器、補助散水栓、スプリンクラー等の消火設備、非常放送設備、非常階段、等の避難設備を整えています。

設備名称	個数等	設備名称	個数等
スプリンクラー	あり	防火扉	０箇所
避難階段	１箇所	屋内消火栓	６箇所
自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
誘導灯	９箇所	漏電火災報知機	あり
ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり

※ カーテン・のれん等は防炎性能のあるものの使用を基本としています。

１３ 感染症予防対策

感染症予防の取り組みとして、委員会の開催、勉強会の実施等行っています。発生時は別途定めるマニュアルに従い対応します。

１４ 利用についてのお願い

・利用者同士での金品のやり取りは遠慮してください。
・他の利用者の迷惑になる行為は遠慮してください。
・事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は遠慮してください。
・当事業所を実習中の実習生がサービス提供させていただく場合があります。ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い致します。
・職員に対する金品等の心付けはお断りしています。
・暴力・暴言・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにご協力をお願いします。
・事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

１５ 退居について

・退居を希望される場合は、所定の「契約解除届」を提出してください。退居には３０日以上の予告期間が必要となります。
・金銭の管理や各種サービスについての理解が困難になってこられた場合、利用料の滞納、入居の要件や利用料認定に関して虚偽の届け出を行った場合、他の入居者への迷惑行為があった場合等は、退去していただくことがあります。
・退居時の居室原状回復は、各入居者でお願いします。畳替え、壁紙の張り替え、床や柱・設備備品の補修等は状態に応じて必要となります。

１６ 第三者評価の実施状況

当事業所が提供するサービスは第三者評価を実施しています。

実　施　の　有　無	あり
実　施　年　月　日	令和５年１月２３日
評 価 機 関 の 名 称	公益社団法人　京都府介護支援専門員会
評価結果の開示状況	アドバイスレポートを、虹ヶ丘公式サイト上に掲載しています。 http://yofuku.or.jp/nijigaoka/

１７ サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業所が提供したサービスについて、苦情や相談があった場合には、速やかに対応を行います。

（１）当事業所の苦情相談窓口

担　当　部　署	ケアハウス虹ヶ丘
担　当　者	有本浩美　・　下戸和美
連　絡　先	０７７２－４３－２２７５（時間９：４５ ～１７：３０ ）

（２）苦情解決のための第三者委員

氏名	松本　正徳	宮﨑　祐二
連絡先	４２－３４６３	４２－４０８８

（３）介護保険や介護サービスについては、下記の相談窓口もあります。

介護保険全般・苦情について	与謝野町役場　福祉課 TEL　０７７２－４３－９０２１ (各市町村の介護保険担当部署でも受け付けます)
介護サービスへの苦情について	京都府高齢者支援課 TEL　０７５－４１４－４５６７ 京都府丹後保健所企画調整課 TEL　０７７２－６２－０３６１ 京都府国民健康保険団体連合会 TEL　０７５－３５４－９０１１ 京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会 TEL　０７５－２５２－２１５２

（４）苦情解決までの流れ

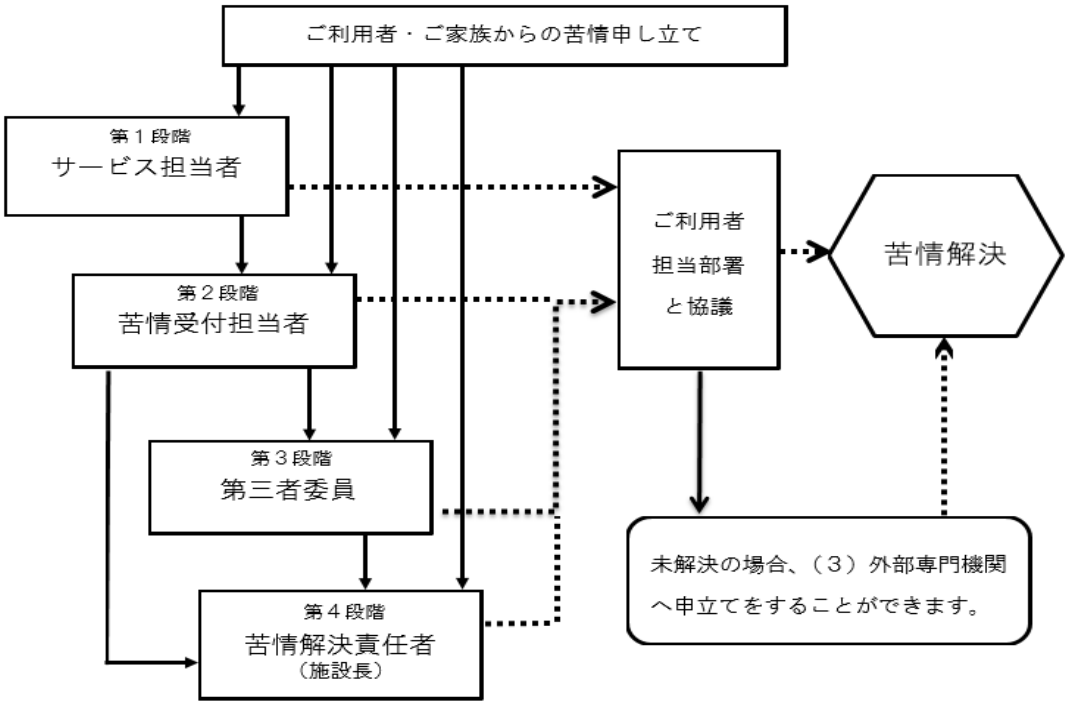

１８　法人の概要

名　　称	社会福祉法人与謝郡福祉会
代 表 者	理事長　四宮 功雄
所 在 地	京都府与謝郡与謝野町字加悦８０２番地７
電話番号	０７７２－４４－００１５
法人の実施する他の事業	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 長寿苑(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町) やすら苑（与謝野町） 軽費老人ホームケアハウス 福寿荘(伊根町)・岩滝あじさい苑(与謝野町) 短期入所介護事業所（ショートステイ） 長寿苑(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町) 通所介護事業所（デイサービス） 伊根デイサービスセンター・デイサービスセンター岩滝あじさい苑 虹ヶ丘デイサービスセンター 認知症対応型通所介護事業所 岩滝あじさい苑ひより 居宅介護支援事業所 伊根在宅介護支援センター 支援センターかなで 訪問介護事業所 虹ヶ丘ホームヘルパーステーション 小規模多機能型居宅介護事業所 ふれあいホーム神宮寺・おきなぎの家

年　　月　　日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

〔住　所〕京都府与謝郡与謝野町字岩屋６００－３

〔事業所〕ケアハウス虹ヶ丘

施 設 長　　深　田　晃　章　　㊞

説明者

〔職　名〕

〔氏　名〕　　㊞

私は、本書面に基づいてケアハウス虹ヶ丘から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

入居者

〔住　所〕

〔氏　名〕　　㊞

連帯保証人

〔住　所〕

〔氏　名〕　　㊞

連帯保証人

〔住　所〕

〔氏　名〕　　㊞